

## 建築BIM環境整備部会 設置要綱

## (設置)

第1条 建築BIM推進会議 設置要綱(令和元年6月7日施行)第5条第3項の規定に基づき、建築BIM推進会議に建築BIM環境整備部会(以下「部会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 部会は、建築分野におけるBIMの活用・推進を図るため以下の検討などを行うものとする。

- (1) BIMを活用した企画・設計・施工・維持管理までのワークフローと、各段階で必要となるBIMモデルの形状と属性情報の程度等の検討
- (2) 各プロジェクトにおいてBIMを利用するために必要な事前取り決めのひな型の検討
- (3) 発注者がプロジェクト情報を作成するための管理上必要な要求水準のひな型の検討
- (4) 竣工後に維持管理者等に引き継ぐBIMモデル・情報の内容の検討
- (5) その他BIMの活用を図るためのワークフロー等の整備に係る対応方策の検討

## (組織)

第3条 部会は、別紙に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から、令和4年3月31日までとする。

## (部会長)

第4条 部会に部会長を1名置き、部会長は、志手一哉 芝浦工業大学建築学部建築学科教授をもって充てる。

- 2 部会長は会務を総理し、部会を代表する。

## (部会)

第5条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 部会長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 部会長が必要であると認めた場合、部会の下にワーキンググループを設置することができる。

## (議事の公開)

第6条 部会は原則として公開するものとし、その議事要旨は公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるもの、特定の事業者に関連したもののその他委員長が公開することが適当でないと認めた場合は、会議及び関係する資料について公開しないものとする。

- 2 ワーキンググループの議事等については、ワーキンググループ設置要綱によることとする。

## (事務局)

第7条 部会の事務局は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課、国土交通省土地・建築産業局建設業課、国土交通省住宅局建築指導課に置く。

- 2 ワーキンググループの事務局は、ワーキンググループ設置要綱によることとする。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則 この要綱は、令和元年9月27日から施行する。